

平成29年9月27日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

平成29年(ネ)第2077号 損害賠償請求控訴事件 (原審・さいたま地方裁判所平成28年(ワ)第389号)

口頭弁論終結日 平成29年6月28日

判 決

東京都渋谷区 [REDACTED]

控訴人(被告)

株式会社アドバンス

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

埼玉県 [REDACTED]

被控訴人(原告)

同訴訟代理人弁護士

長田淳

同 宮西陽子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要等 (原判決の略称をそのまま用いる。以下同じ。)

- 1 本件は、被控訴人が、原審被告株式会社アクセス(原審被告アクセス)及び控訴人がインターネット上で運営する有料メール交換サイトは、詐欺の実行役であるサクラが様々な人物になりすましてメールを送信してサイトに誘い込み、メール交換等の有料サービスを利用させ、利用料等の名目で金員を振り込ませるサイト(サクラサイト)であり、原審被告株式会社D-FAC TORY

(原審被告D)は原審被告アクセス及び控訴人に口座を提供することにより、一般利用者である被控訴人に同サイトを利用させて利用料等の名目で金員を振り込ませ、これにより、被控訴人は利用料相当額、振込手数料及び弁護士費用の損害を被ったとして、①原審被告アクセス、控訴人及び原審被告Dに対し、詐欺による共同不法行為に基づき、②原審被告アクセスの代表取締役である原審被告 [REDACTED] (原審被告 [REDACTED])、控訴人及び原審被告Dの代表取締役である原審被告 [REDACTED] (原審被告 [REDACTED])、かつて原審被告Dの代表取締役であった原審被告 [REDACTED] (原審被告 [REDACTED])に対し、共同不法行為又は会社法429条1項に基づき、損害賠償金688万2294円及びこれに対する不法行為の最終日である平成26年11月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、控訴人及び原審被告らは、共同してサクラサイトの詐欺を行ったとして、共同不法行為の成立を認め、被控訴人の請求全額を認容したのに対し、控訴人のみがこれを不服として控訴した。したがって、当審における審判の対象は、上記①のうち控訴人に対する損害賠償請求のみである。

2 前提事実並びに争点及び当事者の主張は、原判決7頁1行目の「，被告D，被告 [REDACTED]，被告 [REDACTED]，被告 [REDACTED]」を削除し、後記3のとおり当審における控訴人の補充的主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」2及び3（原判決3頁2行目から7頁19行目まで）に記載されたとおりであるから、これを引用する。（ただし、控訴人の責任に關係がない部分を除く。以下同じ。）

### 3 当審における控訴人の主張

控訴人は、サイト名「Me To」というサイト（本件サイト）を原審被告アクセスと共に運営したことではない。

控訴人が原審被告アクセスと同一の住所地に本店を移転したのは平成26年1月12日であり、本件サイト等を運営できるように、コンピューター、イン

ターネット関係の事業を目的に加えたのも同日である。その上で、控訴人が本件サイトを原審被告アクセスから譲り受けて運営を開始したのは平成27年1月27日であり、被控訴人が本件サイトを利用していた期間（平成25年9月18日から平成26年11月21日まで）には運営していない。

控訴人の代表者である原審被告■及び原審被告アクセスの代表者である原審被告■が尋問期日に出頭しなかったからといって、客観的事実に反する認定は許されない。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の控訴人に対する請求は、理由があるものと判断する。その理由は、後記2のとおり補正し、後記3の当審における控訴人の主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1ないし4（原判決10頁2行目から同14頁1行目まで）に記載されたとおりであるから、これを引用する。

#### 2 原判決の補正

(1) 原判決10頁16行目の「被告アクセスと」から同17行目の「402」であり、「」までを「原審被告アクセスの本店所在地は、平成25年12月15日以降「東京都渋谷区■」であり、控訴人も平成26年1月12日に本店を上記住所に移転した（甲18，19）。」に改める。

(2) 原判決12頁13行目及び同13頁25行目から26行目にかけての「、被告D、被告■、被告■、被告■」を削除する。

#### 3 当審における控訴人の主張に対する判断

控訴人は、本件サイトを原審被告アクセスと共同運営したことはなく、控訴人が本件サイトを原審被告アクセスから譲り受けて運営を開始したのは、被控訴人の利用期間の後であるから、被控訴人に対して不法行為責任を負わない旨主張する。

しかしながら、前記認定事実によれば、控訴人の代表取締役である原審被告

〔原審被告アクセス及び控訴人が運営する本件サイトを含む複数のサクラサイトにポイント購入代金の支払先口座を提供していた原審被告Dの代表取締役であること、原審被告〔原審被告アクセスは、サクラサイトを運営していた株式会社フロンティア21（フロンティア）の代表取締役でもあり、フロンティアが原審被告アクセスにサクラサイトを譲り渡し、原審被告アクセスが再び控訴人に本件サイトを譲り渡したこと、控訴人は、被控訴人が本件サイトを利用していた期間中の平成26年1月には、原審被告アクセスと同一の住所地に本店を移転したこと、以上の事実が認められる。これに、原審において、原審被告〔原審被告アクセスは当事者尋問の決定がされて適式な呼出しがされたにもかかわらず、「正当な理由なく、出頭せず」（民事訴訟法208条）、原審被告〔原審被告アクセスは呼出し可能な住所を明らかにしなかったという上記原審被告両名の態度を併せ考慮すると、控訴人についても、原審被告アクセスと共同でサクラサイトによる詐欺を行い、被控訴人に対して共同不法行為責任を負うものと認めるのが相当であり、控訴人の上記主張は理由がない。

4 以上によれば、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官

齊木敏文

裁判官

石井

浩昇

裁判官

男署名 30

これは正本である。

平成 29 年 9 月 27 日

東京高等裁判所第 9 民事部

裁判所書記官 河 田 真奈美

